

事務センターだより

第106号
H25.3.1
亀山市学校事務センター
リーダーグループ



日増しに暖かくなってきましたが、まだまだ寒い日も戻ってくるようです。暖かい春の訪れが待ち望まれます。年度末をむかえ、あわただしい日々が続くことと思います。健康に気をつけてのりきりましょう。

旅行命令書作成・旅費精算について



旅行命令書の作成や、旅費精算時に気をつけていただきたいことをあげてみました。

旅行命令書関係 …………… 用務名の間違い

- 亀山市教育研究会全員集会
- 亀山市教育研究会一斉研修会
- 亀山市教育研究会研究集会



全員が同じ研修会に参加しているはずなのに？
3種類の用務名がありました。旅行命令書作成時に確認してください。
※共通用務内容から選択するときも間違えないように

用務は 正式な名称を入力してください。



旅費精算関係 …………… 学校独自コードの入力漏れ

旅費精算時に学校独自コードの入力をお願いしていますが、入力されていないことが多々あります。学校独自コードは、事務センターでの旅費執行状況表の作成や、県教委の旅費見込み調査に必要です。

学校独自コード表 【予算コード1181-01(小学校)、1183-01(中学校)の場合に必ず入力】

学校独自コード	分類	詳細	学校独自コード	分類	詳細
0001	研修に関するもの(県内)	自らの力量を高めるための研修・講座・市教研、各種研究会などの県内での研修	0006	修学旅行	修学旅行の引率〔下見は0010(その他用務)〕
0002	研修に関するもの(県外)	上記と同じで、県外での研修	0007	部活動	予算コード1183-55に該当しない出張〔指導者の会議は0003(会議)〕
0003	会議	委員会、検討会、会議など	0008	進路関係	入試引率、願書提出など
0004	教育相談 家庭訪問		0009	赴任旅費	
0005	引率業務(修学旅行・入試引率を除く)	遠足、社会見学、宿泊研修など児童生徒を引率するもの〔下見は0010(その他用務)〕	0010	その他用務	修学旅行・遠足等の下見0001~0009に該当しない用務



旅費システムに登録してある「共通用務先」をH25年度使用分から亀山市内で統一します。学校間の距離(A校⇒B校とB校⇒A校)が違っていたり、同じ敷地内にある用務先(青研センターと歴博など)の距離が違っている等を、全ての用務先の距離を再計測して修正します。また、使用しない用務先の削除やよく使用する用務先の追加を行います。登録してある共通用務先に出張する場合は、必ず共通用務先から選択して入力して下さい。

扶養手当停止・加算について

2月号でもお知らせしましたが、平成24年度中に扶養している子どもが満22歳になった場合は平成25年3月31日で扶養手当が停止になります。(共済組合等の手続き等2月号参照) 平成25年度中に満16歳になる子どもについては、平成25年4月1日から扶養手当が増額されます。どちらの場合も扶養手当の手続きは不要ですが、給与の電算報告は事務センターで行います。該当の年齢の子どもがいる場合は、学校の事務職員にお知らせください。

また、満22歳にならなくても就職したり、収入が130万円以上になる場合は扶養手当が停止されます。この場合は扶養手当停止の届が必要で。